お知らせ

平成26年9月以降に発行となる限度額適用認定証について

このたび、平成27年1月に高額療養費の見直しに伴う関係政令が改正され、限度額適用認定証等の適用区分が見直されることとなりました。

これに伴い、**平成26年9月1日から平成26年12月31日までに発行される限度額適用認定証等の有効期限については「平成26年12月31日」とさせていただきます**ので、この間の限度額適用認定証等の申請をされる方についてはご承知おきください。

なお、詳しい法改正の内容や適用区分を変更した新しい限度額適用認定証の発送時期については、別途お知らせいたします。

＜平成26年9月以降の限度額適用認定証の発行＞

発行年月日	有効期限	適用区分
平成26年9月1日～平成26年12月31日	平成26年12月31日	旧区分
⇩	上記の限度額適用認定証を取得された方は、法の施行に合わせて以下の限度額適用認定証を自動発行させていただきます。	
発行年月日	有効期限	適用区分
平成27年1月1日	平成27年8月31日	新区分